

我々は小関重太郎と異なり、撮影機材を街路樹や公共物の柱などに結わえ付けていた訳ではありません。交通の妨害にならない所にまとめて設置致しました。それに対して威圧的に「撤去せよ」とは日本第一党として看過できるものではありません。

以上の点を踏まえた上で、石阪丈一町田市長に対し次の五点についてお尋ね致します。

- 1、公職選挙法や道路交通法を政治家は守るべきか否か、お答えください。
- 2、公職選挙法及び、道路交通法を遵守しない町田市議会議員が多くおりますが、そのことに対し、市長としてどのようにお考えでしょうか、お答えください。
- 3、公職選挙法及び、道路交通法違反である証拠を選挙管理委員会に提出しても何ら動きが無いことを如何お考えでしょうか、お答えください。
- 4、町田市役所の施設管理者より日本第一党の街宣に対し「警察の許可は得たのか?」「道路使用許可は得たのか?」と威圧的な質問を受けましたが、これは町田市として憲法 21 条第 1 項で保障された「集会・結社の自由」及び「表現の自由」を否定するという事でしょうか、お答えください。
- 5、12 月 23 日に町田市役所の施設管理者より撮影機材（三脚、ビデオカメラ）の撤去を威圧的に命じられましたが、町田市庁舎エントランス前など外部の施設管理権が及ぶエリアにて三脚を設置した記念撮影等は禁止されているのでしょうか、お答えください。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、何卒、ご回答を宜しくお願い申し上げます。師走で恐らくお忙しいことと存じます。正月休みを間に挟むことから、令和 3 年 1 月 31 日必着にてお待ち申し上げます。

ご回答は下記住所、FAX 又は E メールにてお願い申し上げます。  
ご回答の内容につきましては、返信の有無も含めインターネット上にてそのままの文面で広くご紹介させて頂きたく存じます、どうかご承知おきください。

令和 2 年 12 月 28 日